

<シル連15-2>

平成27年9月11日

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市シルバーサービス事業者連絡会
会長 花岡 正浩

新しい介護予防・日常生活総合支援事業に関する要望書

平素は当連絡会の事業の推進・運営に格別のご理解、ご協力をいただき誠に有難うございます。

さて、貴市にて検討を重ねておられます「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の「基準」につきまして当連絡会の要望を下記に述べさせていただきます。

つきましては、本要望を十分にご検討いただき、政策に反映していただきますようお願い申し上げます。

記

<訪問型サービス>

当連絡会の訪問介護事業者はこれまで、利用者おひとりおひとりのニーズに対応するため、訪問介護員等への教育研修やサービスの質の向上に力を入れてきました。しかしながら、これ以上報酬がさがればスキルアップのための費用を賄うことができません。このような状況では、質の担保ができないばかりか多くのクレームやトラブルに発展する可能性があります。このままでは、日常生活総合支援事業へ移行する中で基準が緩和されたとしても二の足を踏んでしまう訪問介護事業者が多いのが現状です。

今まで苦勞して要支援者をフォローしてきた訪問介護事業者が単価の切り下げで外へ追いやられ、単価の安いボランティアへ移行するというのはあまりに乱暴ではないでしょうか。介護予防の観点から行われてきたこれまでの訪問介護サービスが要介護状態への進行を抑えていたことは明確であり、目の前の費用を抑制することに集中するばかりでは、将来に多くの要介護高齢者を抱え、貴市の財政を圧迫することになりかねないと考えます。

以上を背景として、訪問型サービスにつき次の通り要望いたします。

【要 望 事 項】

1. サービスの質の向上に努めるため、訪問介護員への介護技術全般にわたる教育研修を行っていく費用等も確保しなければならないことから、現行の報酬単価の維持を要望いたします。
2. 生活支援型サービスにおいて次の基準緩和の検討を要望いたします。
 - ・訪問介護計画書及び実績報告書の簡素化、モニタリングの緩和
 - ・月額報酬の場合、週一回の場合は月に4回を限度、週二回の場合は8回を限度とする
 - ・時間帯としては特別な緊急時などを除いて、サービス実施時間は平日の9時から18時とすること。加えてサービス時間は1回当たり45分とし、それを超えるサービスは、利用者全額負担とする

3. 報酬単価の設定に当たっては、事業者が訪問介護員の「兵庫県最低賃金」を確保できることを考慮していただきたい。さらに、一体基準緩和型においては事業者が質を担保するための教育費や管理費用を維持できるような水準または加算を要望いたします。

<通所型サービス>

当連絡会の通所介護事業者は、これまで、要支援者が要介護状態に悪化していくことを防ぎ、いつまでもその人らしい生活を住み慣れた在宅で送ることが出来るように、ケアマネジャーのケアプランに基づいて通所介護計画を立案・実施し、効果的な介護予防サービスを提供して参りました。

質の高いサービスを提供するために、介護予防プログラムの開発や個々のニーズや生活目標に合わせた多種多様なプログラム提供の工夫に継続的に取り組むとともに、連絡会としてもスタッフ向けの教育研修にも力を入れてきました。10箇所の会員事業所での要介護度推移調査では、要支援2（過去2年間継続利用者）の要介護度の改善率が全国（厚生労働省介護給付費実態調査の概況H25.5～H26.4審査分）11.1%に比較して18.7%、悪化率21.9%に比較して17.3%という結果でした。

この調査結果から、人員配置や設備基準を整え、且つ経験と知識のあるスタッフの質を担保している既存の通所介護サービスの効果について一定の評価が得られているものと確信しております。

こうした中で、今後、新総合支援事業に移管されることにより、要支援者の方々が、住民主体やボランティア中心の専門性が低い介護予防サービスへ安易に移行されることにより、要介護度の悪化による健康寿命の短縮化と将来的な介護給費の増大を大いに懸念しています。

また一方で、平成27年4月の介護報酬改訂で要支援者の介護報酬が大幅に下がり、経営的に大きな影響を受けています。会員通所介護事業者対象の緊急アンケート（回答13事業者）を実施した結果、5%以上減収となった事業者が93%（うち31%は10%～14%減収）という大変厳しい状況です。

そんな中においても会員事業者は、さらに人員の加配やサービス体制の強化を図って加算を算定することで経営を維持するための企業努力を続けています。もちろん、日常生活支援総合事業通所型サービスにも参入し、貴市の要支援者の介護予防に尽力することで、将来的な介護給付費の増大を抑制することに貢献したいと前向きに考えている事業者が多数です。

しかしながら、これ以上介護報酬が下がれば、事業への参入は経営上困難であるのが実情です。基準緩和の内容として、人員配置や書類の簡素化などが考えられますが、既存の通所介護事業と一体的にサービスを提供する想定においては、同じフロアでグループでプログラムを運営している通所介護サービスの特性上、ご利用者ごとにサービスの区別やスタッフの切り分けが難しく、基準緩和型サービスは現場の状況に合致しないのが現状です。

以上を背景として、要支援者の将来的な健康寿命の短縮化や介護給付費の増大を避けることが出来ない状況を踏まえ、通所型サービスにつき次の通り要望いたします。

【要 望 事 項】

1. 今まで要支援者の介護予防に精一杯企業努力をしてきた通所介護事業者が報酬の引き下げにより撤退することなく、引き続き質の高いサービスを提供し続けていけるように、現行の報酬単価の維持を要望いたします。
2. 既存の通所介護サービスと一体的に基準を緩和したサービスを提供する業態は、現場の実情に合致しにくいいため、「基準緩和型サービス」の在り方についてのご検討を要望いたします。
3. 基準緩和内容としては、人員配置・書類の簡素化・送迎等のサービス等の本来の要支援状態の対象者に必要ではないサービスの自費設定等ですが、緩和という考え方と別に、特に書類作成やサービス提供時間など現状介護保険制度の基準の中で曖昧になっている事項について、神戸市の事業としての標準的な在り方を示して頂くことも要望いたします。
4. 必要な方が必要なサービスにより、要介護状態の悪化を防ぐことが出来るように、専門的な評価や予後予測に基づいた適正なケアプランニングが実施されるシステム作りを要望いたします。

以上